

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県卸売市場条例		
条 例 番 号	昭和 46 年神奈川県条例第 65 号	法 規 集	第 9 編第 1 章第 12 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農業振興課		
条 例 の 概 要	卸売市場法第 68 条及び第 74 条の規定に基づき、地方卸売市場の開設及び業務に関し、並びに中央卸売市場及び地方卸売市場以外の卸売市場に開設等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現 在 で も 必 要 な 条 例 か 〕	卸売市場法では、地方卸売市場等の開設等の手続や取引業務に関する規制について、条例で定めることとされており、これらを規定する本条例は必要である。	・ 県内地方卸売市場等数 地方卸売市場 31 市場 中央卸売市場及び地方卸売市場以外の卸売市場 7 市場
	有効性 〔 現 行 の 内 容 で 課 題 が 解 決 で き る か 〕	地方卸売市場の取引業務について、一定の規制を設けることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化が図られている。	
	効率性 〔 現 行 の 内 容 で 効 率 的 と い え る か 〕	地方卸売市場等に関する県知事への届出等のうち、中央卸売市場及び地方卸売市場以外の卸売市場に関する開設等の届出などについては、県内卸売市場の取引の実態を踏まえ、これらに関する規定の改正を検討する。	・ 届出等件数 平成 18 年度 60 件 平成 19 年度 83 件 平成 20 年度 72 件
	基本方針適合性 〔 県 政 の 基 本 的 な 方 針 に 適 合 し て い る か 〕	卸売市場法に基づき、地方卸売市場の開設の手続等について、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲 法 、 法 令 に 抵 触 し な い か 〕	卸売市場法に基づき地方卸売市場の開設等について必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令には抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 ○ 改正・廃止を検討する。	届出等手続に関する規定の改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	○ 有 無